

避難の主な手順



防災無線による広報



広報車などによる巡回広報

避難を決定したときは、防災無線、広報車による巡回、テレビ、ラジオなど、あらゆる手段により、お知らせします。

（避難の指示）
広報



避難車両へ乗車（一時集合場所）



バスなどによる避難

避難するときには、持物は必要最小限にして、村が指定する場所（一時集合場所）へ歩いて集合します。集合後、村などが準備するバスなどにより、避難所へ避難します。

避難

避難所(東通村体育館)

原子力災害では、避難所内に、県などの関係機関による救護所が設置されます。

救護所エリアでの住民登録、汚染検査、問診などが終了した後は、避難所エリアで、避難が解除されるまで待機していただくこととなります。避難している間は、村などから、食料などの生活必需品を支給します。

避難所エリア



訓練終了後、原子力防災に係る講習会を実施しました。



①住民登録

避難所では、避難した方々の状況などを把握するため、住民登録票に氏名や住所等を記載していただきます。



②放射性物質の付着の有無の検査

必要に応じて、身体に放射性物質が付着していないか、放射線測定器による測定（汚染検査）を行います。



③避難前の状況などを確認する問診

避難する前の状況などを聞き取りして、住民登録票に記載します。また、汚染検査の結果などについて説明します。

救護所エリア内での主な手順

※救護所エリアには、上記の他、身体の汚染を発見した場合に放射性物質を取り除く作業（除染）を行う場所や軽傷などの治療を行う場所などが設置されます。